



類似制度	監査委員の所管事項	に地方自治法改正。実質的には対	x			x (同法と同様の扱い)	x	x		x	x			x		x
	個人情報保護条例の所管事項	x				x		x		x	x					x
	情報公開条例の所管事項					x		x		x	x					x
	介護保険法の処分についての不服に関する事項															x
職務	調査															
	自己発意に基づく調査															
	勧告															
	意見表明		(市長に対し)				(市長に対して)			(市長などに対し)						
	公表															
	提言															
	助言		(市長の求めに応じて)				(市長の求めに応じて)			(市長などの求めに応じて)						(市の機関の求めに応じて)
その他						行政改革の監視・調査・公表についての評価						苦情に関すること				
定数		3人(代表1名)	3人(代表1名)女性	2人(代表1名)	2人	3人(代表1名)	2人(代表1名)	2人	3人(代表1名)	2人(代表1名)	2人	2人	2人	3人以内(代表1名)	2人(代表1名)	
求められる資質	人格が高潔															
	社会的信望が厚い															
	地方行政に関し優れた識見															
	その他									社会規範に優れた						社会規範に優れた
現任	男2女1 弁護士2、 大学教授	男2女1 弁護士、 県教育委員、 県私立学校審議会委員、 NHK	男2 弁護士、 県職員OB	男1女1 弁護士、 沖縄国税事務所長	男2女1 元中学校長、 元西尾市代々表町内会長、 人権擁護委	弁護士(2)			男2女1。 大学教授、 弁護士、 元判事 / 弁護士(2)	弁護士(2)	大学教授、 弁護士	元新聞社論説委員、 司法委員	弁護士、 人権擁護委員	弁護士2	弁護士、 元埼玉県職員	
首長が委託(議会の同意)	(要)		(要)			(要)				(要)				(要)		

任期(再任)		3年(1期)	2年(1期)	3年(1期)	2年(1期)	2年(可)	3年(1期)	2年(1期)	3年(可)	3年(1期)	1年(可)	1年(可)	2年(1期)	2年(1期)	2年(可)
1期目の任期短縮				2年			2年							1年	
兼職禁止	衆議院議員・参議院議員														
	地方公共団体の議会の議員														
	政庁での他の政治団体の役員														
	特別な利害関係にある企業その他の団体の役員														
職務の分担		合議制	苦情処理は独任制 評価決定は合議制	は原則単独性 勧告、提言など重要事項は合議制	合議制	合議制	は独任制。勧告、意見表明を行う場合は合議となる可	苦情処理は原則単独処理 重要事項については合議制	合議制	独立・合議併用					
勤務日		週3日輪番制	火曜日午後輪番制 定例会は月1回	週3日輪番制	週3日輪番制	毎月第1第3月曜日午後輪番制 第3月曜日に3名	週3日輪番制	週2日+月2日(合議日)=月10日	1人月2~3日、1日2~3時間。月1日オンブズマン会	週2日(火・木、一人が週1日ずつ担当)・月1日(定例)	毎週火・木曜日午後別に会議の日を設ける	毎週月水と水金曜日勤務 水曜日は合議日	週2回勤務 月1回定例会議	非常勤で、週1日が原則 月1回定例会議	火・木曜日午後で、面談予約のある日及び調査する
報酬							月60万			月15万					
苦情の申立て	申立てできる人の範囲	何人も	何人も	何人も	県民	何人も	何人も	県民(何人)と同義)	何人も	市の業務について利害関係を有する	県民	県民	何人も	市の業務について利害関係を有する	何人も
	申立て方式	書面・口頭可(書面できない場合)	書面・口頭可(書面できない場合)	書面(例外有り)	書面	書面(例外有り)	書面・口頭可(書面できないとき)	書面・口頭可(書面できない理由)	書面	書面・口頭可(書面できないとき)	書面・口頭可(書面できないとき)	書面・口頭可(書面できないとき)	書面(例外有り)	書面・口頭可(書面できないとき)	書面(例外有り)
	申立て者	理人	理人	理人	理人	理人	理人	本人	本人	理人	本人	本人	本人	理人	
庶務	事務局	市民オンブズマン事務局	行政評価委員会事務局(市民相談室直)	オンブズマン事務局	行政オンブズマン相談室	市長公室企画調整課	事務局	総務部広報課	政策企画部広聴課	オンブズマン室(助役直轄)	行政苦情審査員事務局	総務部広報課	道民相談センター	オンブズマン事務局	企画財政部自治振興課
	職員	一般職員5名(同長級1、課長級3、係長級1) 非常勤2名(参与、)	専任職員1名(課長補佐級)	3名	一般職員3名(課長級1、補佐級1、主事1)	一般職員3名(係長級1、主任1、主事1)	一般職員2名(参事1、課長補佐1) 苦情相談業務員1名(非常勤)	調査員を置く 地方事務所ごとに地方相談員を置く	一般職員4名。課長、課長補佐、係長、主任。	一般職員2名。室長(次長級)室長補佐(課長補佐級)。	局長1 行政相談スタッフ2(非常勤)	専任なし		2名	1名
	専門調査員	6人	なし	なし	なし	なし	置くことができる、4	なし	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし